



埼玉県報

第 2919 号
平成 29 年(2017 年)
7 月 21 日
金曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 電子複写機用紙に関する落札者等の公示（入札課）
- 埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する入札公告（南児童相談所）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道川越入間線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道草加八潮三郷線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十九年七月二十二日（土）から八月二十一日（月）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十九年八月二十七日（日）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

電子複写機用紙 26,780箱 (A 4判 25,000箱 B 4判 280箱 A 3判
1,500箱) (予定)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県会計管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月23日

4 落札者の氏名及び住所

溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町1丁目33番地

5 落札金額

31,601,664円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年4月7日

告 示

埼玉県告示第八百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日（日）から平成32年9月30日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県川口市芝下1丁目1番56号 埼玉県南児童相談所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他役務」のA等級に格付けされ、営業品目に「給食業務」が登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成26年4月1日（火）から平成29年7月21日（金）までの間において、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等のものがあること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒333-0848 埼玉県川口市芝下1丁目1番56号 埼玉県南児童相談所総務担当 桜井 電話048-262-4152

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成29年9月5日（火）午前10時から平成29年9月8日（金）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成29年9月5日（火）午前10時から平成29年9月7日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

平成29年9月5日（火）午前10時から平成29年9月8日（金）午前9時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県南児童相談所 平成29年9月8日（金）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で、平成29年7月28日（金）午前10時から平成29年8月18日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成29年8月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者
に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Prepared food service of temporary shelter of Minami Children's
Counseling Office, Saitama Prefectural Government.

(2) Tender Deadline :

9:30 a.m., September 8, 2017 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., September 7, 2017)

(3) Contacts :

General Affairs Group of Minami Children's Counseling Office, Saitama
Prefectural Government , Shibashimo 1-1-56 , Kawaguchi-shi , Saitama-ken
333-0848

Telephone : 048-262-4152

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

平成二十六年埼玉県告示第五十三号（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二十九号を第三十号とし、第四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医療法人社団愛友会

告 示

埼玉県告示第八百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー上尾緑丘店

埼玉県上尾市緑丘一丁目一番四十号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役 鎌田典余

東京都港区虎ノ門三丁目八番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年三月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時四十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年七月四日

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十一日から平成二十九年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年七月二十一日から平成二十九年十一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー東松山新宿町店

埼玉県東松山市新宿町十七ー一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 近隣小学校の通学路及び施設裏側市道の安全確保について配慮願います。

(2) 工事中及びオープン時を含め、近隣住民から騒音、振動等の苦情がない体制整備を願います。

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十一日から平成二十九年八月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

松伏町から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字下藤沢字筑地四六九番 一地先から同市大字下藤沢字山ノ神 四五五番五地先まで		区 間
一一・四六〇 一一・二二二	九・六二〇 一一・八八	敷地の幅員 (メートル)
一三九・一三		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

草加八潮三郷線	路線名
八潮市大字新町二〇八番地先から 八潮市大字鶴ヶ曾根上沖通九一八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十九年七月二十一日	供用開始の期日
	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年一月十八日

指令川建セ第二八〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成二十九年七月十四日

川建セ第二九〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字和泉字船川七百二十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字和泉七百二十三番地二

久保 秀夫 久保 綾子